

## 秋田県へき地医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」に基づき、秋田県内のへき地にある医療機関（以下「へき地医療機関」という。）へ労働者派遣される看護師等に対し、診療の補助等の業務を円滑に行うために必要な事前研修（以下「研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 研修の対象者は、へき地医療機関に派遣される予定又はその見込みがある以下の職種とする。

- 一 看護師
- 二 准看護師
- 三 薬剤師
- 四 臨床検査技師
- 五 診療放射線技師

### (実施主体)

第3条 研修は、派遣先医療機関と十分な調整を行った上で、派遣元事業主が主体となって実施するものとする。

2 秋田県へき地医療支援機構（以下「県」という。）は、研修内容の確認等を行う。

### (研修内容)

第4条 研修の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について
- 二 へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について
- 三 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）について
- 四 派遣労働者の個人的な属性、労働者派遣契約の内容等に基づき、派遣先医療機関及び派遣元事業主の協議の結果、必要とされた内容について

### (研修時間)

第5条 研修時間は、前条各号の内容を含め、合計6時間以上とする。

(研修資料)

第6条 第4条第1号から第3号に関する資料については、秋田県が作成した資料を参考に、派遣元事業主が作成する。

2 第4条第4号に関する資料については、派遣元事業主が派遣先医療機関と調整の上、作成する。

(実施手順)

第7条 研修の実施手順は、次のとおりとする。

(1) 計画書の提出

派遣元事業主は、派遣契約締結後、次条第1項に定める期限までに「事前研修実施計画書(様式1)」及び前条各項で定める研修資料を県へ提出する。

(2) 計画書の確認

県は、提出された計画書等を確認し、適当と認めた場合、受理する。

(3) 研修の実施

派遣元事業主は、派遣労働者に対し、計画書に基づき研修を実施する。

(4) 修了報告

研修終了後、派遣元事業主は次条第2項に定める期限までに「事前研修修了報告書(様式2)」を県へ提出する。

(5) 証明書の発行

県は、報告書の内容を確認し、適正に研修が実施されたと認める場合、「事前研修修了証明書(様式3)」を発行し派遣元事業主へ送付する。

(6) 証明書の交付

派遣元事業主は、派遣労働者に対し証明書を交付する。

(提出期限)

第8条 事前研修実施計画書の提出は、原則として研修実施予定日の10日前までに行うものとする。

2 事前研修修了報告書の提出は、原則として派遣開始日の10日前までに行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。